

認知症に関連したサービス一覧表

認知症の症状とケアの流れ：認知症の症状は少しずつ進行して変化していきます。右にいくほど認知症の症状が進行している状態を示しています）※あくまでも例示のため必ずしも当てはまるとは限りません。

	正常な状態	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け介助が必要	常に介護が必要
本人の様子	○自分の体調管理のために健康診断を受けたり、かかりつけ医やかかりつけ歯科医を決めておきましょう。	○物忘れが見られ、人の名前が思い出せないことがしばしば見られる。 ○日付・曜日の間違えが増える。 ○同じことを言う。 ○金銭管理や買い物、書類の作成などができる。	○買い物の時に小銭の支払いに戸惑い、お札で払う。 ○同じものを何度も買う ○身なりを気にしなくなる。 ○大事な物を何処に保管したか思い出せずに探し回ることが増える	○季節にあった服選びや、服を着る順番がわからなくなる。 ○食べたこと自体を忘れる。 ○今までとは違う攻撃的な言動がみられる。 ○時間や場所がわからない。	○着替えや食事、トイレがうまくできない。 ○一緒に住む人や、親しい人がわからなくなったりする。 ○妄想が多くなる。 ○目が離せないことが多くなる。	○会話がかみ合わなくなる。 ○表情が乏しくなる。 ○歩くことが困難でほぼ寝たきりの状態となる。
医療（P8）	認知症疾患医療センター（松ヶ丘病院）・益田赤十字病院（物忘れ外来）・かかりつけ医、認知症サポート医：認知症に関する相談・受診ができます。					
相談（P7～8）	地域包括支援センター・益田保健所：健康増進課・認知症地域支援推進員・介護支援専門員（ケアマネージャー）：認知症の方やご家族の方の相談ができます。					
	かかりつけ医・かかりつけ歯科・薬剤師：日常の健康管理を含めて、早い段階で相談できる体制を作っておきましょう。必要に応じて専門医に紹介します。					
	認知症初期集中支援チーム：認知症の疑いまた認知症の方やご家族に対して、必要に応じて適切な医療や介護サービスが利用できるよう6ヶ月間集中的に支援を行います。					
介護予防・進行予防（P9～10, 13）	健康相談、健康教室：保健師等が血圧測定や栄養相談、生活習慣病についての講話などを行っています。					
	高齢者サロン：公民館や集会所等身近な場所で健康体操や趣味活動などを行っています。					
	通所介護：デイサービスに通い、他者交流やリクリエーションを行うことができます。					
	通所リハビリ・訪問リハビリ：施設や自宅でリハビリを受けることができます。					
身の回りの支援（P13）	認知症デイケア：家庭療養中の方を対象に外来治療の一環として通い、簡単な体操やゲームをして身体を動かします。			認知症対応型通所介護：デイサービスに通い、専門的なケアを中心に他者交流やリクリエーションを行うことができます。		
	訪問介護：ホームヘルパーに訪問してもらい、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の生活援助を受けることができます。			小規模多機能型居宅介護：通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問サービスや泊りのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。		
				訪問看護：看護師に自宅に来てもらい、健康状態の管理やリハビリを受けることができます。		
				訪問入浴：家庭を訪問し、移動入浴車で入浴介護をします。		
住まいの支援（P13）	養護老人ホーム：経済上の理由などにより、自宅での生活が困難となった方が日常生活の支援を受けながら暮らす施設です。					
	サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム：安否確認や生活相談サービスが提供されます。ただし、食事の提供や介護、健康管理などの日常生活の支援はありません。					
	特定施設入所者生活介護：有料老人ホームに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。					
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)：認知症の高齢者が共同生活をする住宅で、スタッフによる食事・入浴などの介護や支援、機能訓練をうけられます。 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)：寝たきりや認知症で、日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所できます。					
見守り、安否確認（P14）	緊急通報装置貸与サービス：日常生活において不安があり、常に見守りを必要とする高齢者がいる世帯に緊急通報装置を貸与し、日常生活を安心して暮らしていただけるよう、支援します。					
	民生委員の訪問：常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行います。					
	配食サービス：65歳以上でひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、自分の調理が困難な方で、かつ安否確認が必要な方が対象。その方の身体・生活状況に適したケアプランを作成します。配達時に安否確認を行います。					
介護する家族への支援（P14, 16）	認知症予防カフェ：地域のどなたでも参加することができ、認知症の正しい理解や予防に関するポイントについての学習、レクリエーションや茶話会など、いろいろな方と繋がることができる居場所となっています。					
	家族の会：認知症の方を介護する、または介護の経験がある家族が集まり、日頃の様子や悩みについて気軽に話せる場所があります。					
	短期入所生活介護（ショートステイ）：福祉施設に短期間入所して、介護予防や日常生活上の支援（食事、入浴、排泄等）などが受けられます。			認知症緊急対応訪問サービス：家族での対応が困難な認知症状が発症したとき、日ごろから顔なじみの福祉施設職員が訪問し、対応するサービスです。 認知症高齢者やすらぎ支援サービス：認知症高齢者を介護している家族が、急に介護できないときに、家族に代わって見守りを行います。		
権利擁護のための支援（P18）	成年後見制度：(任意後見) 判断能力があるうちに本人の意思で特定の人を後見人とするための契約を結ぶ制度です。(法定後見) 判断能力の不十分な方に対して、財産管理や身上監護などの支援を後見人によって行う制度です。 日常生活自立支援事業：自分のことを自分で判断する力に少し困難が見られた方を対象に、福祉サービス利用の手続きや金銭管理に係る支援を行います。					